

嬉野市コミュニティーセンター

(愛称：楠風館)

指定管理者募集要項

令和6年7月

佐賀県嬉野市

目 次

- 第1 対象施設の概要
 - 1 施設の名称
 - 2 施設の所在地
 - 3 施設設置の目的
 - 4 施設の概要
- 第2 施設管理者が行う業務等
 - 1 管理業務の範囲及び具体的内容
 - 2 指定期間
 - 3 管理の基準
 - 4 管理に要する経費、利用料金に関する事項
- 第3 申請の手続
 - 1 申請する団体の資格
 - 2 申請の受付期間
 - 3 申請に必要な書類
 - 4 現地説明会等の実施
 - 5 質問事項の受付
- 第4 指定管理者の指定等
 - 1 選定方法
 - 2 選定基準
 - 3 選定の結果及び指定の手続き
 - 4 無効又は失格
 - 5 指定の取消し
- 第5 指定管理者指定後の手続
 - 1 協定の締結
 - 2 引継ぎ
- 第6 その他管理運営に当たっての留意事項
 - 1 関係法令の遵守
 - 2 管理運営の実績についての評価
 - 3 課税に関すること
 - 4 事業の継続が困難となった場合の措置
- 第7 問合せ

- 別紙 様式第1号 指定管理者指定申請書
 - 第2号 事業計画書
 - 第3号 収支予算書
 - 別紙1 未納がないことの証明
 - 別紙2 応募意思届出書
 - 別紙3 暴力団排除等に係る誓約書
 - 別紙4 質問票

嬉野市コミュニティーセンター（愛称：楠風館）

指定管理者募集要項

第1 施設の概要

1 施設の名称

嬉野市コミュニティーセンター 愛称：楠風館（なんふうかん）

2 施設の所在地

嬉野市塩田町大字五町田甲3 1 3 6 番地1

3 施設設置の目的

当該施設は、地域の子どもからお年寄りまで世代間の交流を促進する場を提供するとともに、伝統技術の展示・体験をすることにより、地域コミュニティの活性化と地域福祉の増進に寄与するために設置された施設である。平成14年度から15年度にかけて建設され平成16年5月から利用を開始した。

4 施設の概要

○施設構成

敷地面積 4 9 8 5 . 6 m²

延床面積 本館 8 5 8 . 0 m² 展示館 2 8 7 . 4 m²

建築年 平成16年5月

建物構造 木造平屋建て

○施設内容

本館（事務室、第1和室、第2和室、第1研修室、第2研修室、第3研修室、調理実習室、浴室、トレーニングルーム）

展示館（事務室、展示室（体験コーナー含む）、指定管理者事務室、調理実習室、作業室）

第2 施設管理者が行う業務等

1 管理業務の範囲及び具体的内容

（1）条例第3条に掲げる業務

①多目的な交流施設として、子どもからお年寄りまで自発的で主体的な活動のための施設及び設備を提供すること。

②市内の特産品及び伝統技術を展示する嬉野市特産品等展示体験館を運営すること。

③前2号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

（2）利用許可に関する業務

（3）利用に係る料金に関する業務

（4）施設の維持修繕に関する業務

（5）上記に掲げる業務のほか、施設運営に関する事務のうち、市長固有の権限に属する事務を除く業務

（6）事業計画の作成・実施

(7) 管理業務の収支予算書・事業報告書の作成

※具体的内容は、「嬉野市コミュニティーセンター指定管理者管理業務仕様書」（以下、「管理業務仕様書」という。）を参照のこと。

2 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

ただし、指定管理を継続することが適当でないと思えたときは指定を取り消すことがある。

※期間について法律上特段の定めはないため、数年から数十年にわたるものまで考えられますが指定期間が短すぎると、事業者の経営能力が十分に発揮されない懸念があります。一方、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、指定管理者の管理に対する検証と競争環境の導入という観点から適当でないと考えられます。

以上、総合的に判断し本市では、原則3年としましたが、国においても3～5年が適当とされています。

3 管理の基準

管理の基準にあたっては、嬉野市コミュニティーセンター条例（平成18年条例第19号。以下「条例」という。）の規程により以下のとおりとする。

(1) 開館時間 条例第4条及び第14条第2項の規定による。

(2) 休館日 条例第5条及び第14条第2項の規定による。

(3) 利用許可 条例第6条の規定による。

(4) 許可制限 条例第7条の規定による。

(5) 利用料金 条例第11条及び第17条の規定による。

(6) 法令遵守 以下に掲げる法令を遵守すること。

①嬉野市コミュニティーセンター条例（平成18年条例第19号）

②嬉野市コミュニティーセンター条例施行規則（平成18年規則第19号）

③嬉野市情報公開条例（平成18年条例第10号）

④嬉野市個人情報保護条例（平成21年条例第21号）

⑤嬉野市行政手続条例（平成18年条例第12号）

⑥地方自治法、その他関係法令、通知等

4 管理に要する経費、利用料金に関する事項

当該施設の管理に要する経費は、嬉野市が指定管理者に支払う委託料と、指定管理者が得る利用料金収入及びその他の収入をもって充てる。

指定期間内における1年間毎の委託料の額は、事業計画書や収支計画書などの内容及び運営計画、市の財政状況等を踏まえて総合的に検討し、協議の上協定書に定め委託料として予算の範囲内で支払う。

当該施設の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とすることができる。

条例第12条の規定公益上とくに必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができるが、減免によって利用料が減収になったときは、指定管理者の負担とする。運営上発生する収入について、指定管理者の収入とする。

第3 申請の手続

1 申請する団体の資格

- (1) 応募者は、申請時において嬉野市内に事務所又は事業所を置き、主な活動を嬉野市内で行っていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等でないこと。
- (4) 嬉野市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っていないこと。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体等でないこと。
- (7) 市税等を滞納していないこと。

2 申請の受付期間

(1) 募集要項の配布

配布期間 令和6年8月8日（木）から

配布方法 嬉野市ホームページ (<http://www.city.ureshino.lg.jp>) からダウンロード、または嬉野市役所企画政策課にて配布する。

(2) 申請書類の受付

提出期限 **【応募意思届出書】**

令和6年9月2日（月）午後5時まで

【応募意思届出書以外】

令和6年9月9日（月）午後5時まで

提出方法 次のいずれかによるものとする。

ア 郵送 〒849-1492

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地

嬉野市役所 企画政策課

イ 持参 嬉野市役所 企画政策課

(平日の午前8時30分から午後5時まで受付)

3 申請に必要な書類

申請にあたっては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成18年条例第63号。以下「指定管理者条例」という。）及び同条例施行規則（平成18年規則第52号）

の規定により下記の表に記載の書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は追加して資料を求めることがある。

番号	書類	様式	備考
1	指定管理者指定申請書	様式第1号	指定管理者条例第4条
2	事業計画書※	様式第2号	4枚目(自主事業計画書)のみ指定期間3年分作成すること
3	収支予算書	様式第3号	指定期間3年分作成すること
4	定款又は寄付行為の写し	任意様式	法人以外の団体にあつては、会則等
5	登記事項証明書	同上	法人のみ
6	役員名簿	同上	
7	前事業年度分の貸借対照表及び財産目録	同上	
8	過去3か年の収支決算書	同上	経営実績が1年未満の場合は、経営状況を説明する書類
9	提出日の属する年度の予算書	同上	
10	法人又は団体の概要、事業内容	同上	
11	市税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	別紙1	
12	応募意思届出書	別紙2	
13	暴力団排除等に係る誓約書	別紙3	
14	質問票	別紙4	質問がない場合は不要

※事業計画書の【管理運営を行うに当たっての経営方針について】の項目には、集客・収益に係る方針の提案のみとせず、運営経費を削減する具体的な方針も記載すること。

【注意事項】

- ①申請に要する経費は、申請者の負担とする。
- ②申請書類は返却しない。
- ③申請書類の著作権は、申請者に帰属する。なお、市は必要に応じ申請書類の全部又は一部を複写及び公表できることとする。
- ④申請書類は、一部ホームページにて公開することがある。また、情報公開の請求により開示することがある。
- ⑤応募は1団体1申請のみとし、複数の申請はできない。
- ⑥応募に際して提出する管理運営体制の構成員は、他の応募団体が提出する管理運営体制の構成員になることができない。
- ⑦各種証明書等については、3ヶ月以内に取得したものに限る。
- ⑧不備があった場合は、申請受付期間内に限り、再度提出を認める。
- ⑨3収支予算書については、収支予算書と自主事業予算書の内容を一致させ、収支が一致すること。
- ⑩3収支予算書の自主事業予算書内の「③1人当たり参加費」については、当該施設が国の補助金により建設されている関係で収益を生む(管理者の収益となる)事業を行うことができないため、必要経費相当額とすること。

4 現地説明会等の実施

実施しない。(ただし、敷地内の見学について各自で行うことは可とする。その際は、事前に企画政策課 66-9117 へ連絡が必要。)

5 質問事項の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付ける。回答については、公平を期すため、嬉野市ホームページ (<http://www.city.ureshino.lg.jp>) にて公表する。

【質問書提出期限】

令和6年8月22日(木)午後5時まで

【質問書提出方法】

質問票(別紙4)書面に限る

問合せ先に持参するか、電子メール(kikaku@city.ureshino.lg.jp)、郵送又はFAXにて質問すること

第4 指定管理者の指定等

1 選定方法

嬉野市指定管理者選定委員会(指定管理者条例第5条の2に規定する委員会。以下「委員会」という。)が1次審査(書類審査)及び2次審査(面接審査)を行う。

2 選定基準

指定管理者の選定に当たっては、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項各号の選定基準をもとに主に下記の評価基準による。

- (1) 住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

3 選定の結果及び指定の手続き

- (1) 1次審査の結果は、すべての申請者に書面で通知する。
- (2) 1次審査通過者は、委員会で2次審査(面接審査)を行い、その結果は、すべての1次審査通過者に書面で通知する。
- (3) 市長は、委員会が選定した指定管理候補者及び次点の者のうちから、総合的に判断して指定管理者を決定する。
- (4) 選定結果は、指定管理候補者及び次点の者へ通知する。
- (5) 指定管理者とする議会の議決を得た後、指定する法人又は団体に対し書面で通知する。
- (6) 選定・指定の結果は、個人情報保護に支障のない方法で公表する。

4 無効又は失格

指定管理者の申請が以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出期限等が守れなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 虚偽の内容が記載されているとき。

5 指定の取消し

市長は、指定管理者が法令違反等により管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。その場合、指定管理者の損害に対して、嬉野市は、賠償を行わない。一方、取消しに伴う嬉野市の損害については、指定管理者に対して損害賠償請求を行うことがある。

なお、指定の取消しを受けた指定管理者は、次の指定管理者が円滑に支障なく業務ができるように引継ぎを行うものとする。

第5 指定管理者指定後の手続

1 協定の締結

指定管理者の指定後、協定締結の前に、再度詳細について協議することとする。

2 引継ぎ

指定管理者は、指定時には円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう現指定管理者から引継ぎを受けること。

第6 その他管理運営に当たっての留意事項

1 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等の規定を遵守すること。

- ・ 地方自治法、同施行令ほか行政関連法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 嬉野市個人情報保護条例、嬉野市情報公開条例
- ・ その他関連する規程

2 管理運営の実績についての評価

指定管理者は市長に対し、事業報告書及びその他の管理運営の実績等に関する資料を提出することとする。提出を要する資料や時期等については、別添管理業務仕様書に定めるものの他、必要に応じて市長と指定管理者が協議のうえ、決定することとする。

なお、事業報告書の内容等により、指定管理者が業務の水準を満たしていないことが明らかな場合には、市長は指定管理者に対して業務の改善等の勧告等を行うことがある。

3 課税に関すること

施設の管理運営に伴い、受託者（法人）については、法人税、法人事業税、法人市町村民税等の申告納税義務が生じることがある。

また、利用料金収入や市が支払う委託料は、原則、消費税の課税対象となる。

4 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市長が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合で、市が指定の取消を行った場合には、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力など、市長及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎなどの必要な対応を行うものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者を指定管理者予定候補として、施設の管理運営に関する協議を行うことがある。

第7 問い合わせ先

〒849-1492

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地 嬉野市役所 企画政策課（塩田庁舎2階）

電話 0954-66-9117 ファックス 0954-66-3119

電子メール kikaku@city.ureshino.lg.jp